平成２４年（フ）第２１号
三重県松阪市駅部田町1286番地１　メゾンドゥ・スタシオン206号
破産者　中川都貴子
１　決定年月日　平成24年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第２２号
三重県松阪市本町2184番地
破産者　有限会社まる八商店
１　決定年月日　平成24年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第２９７号
三重県四日市市三栄町３番14号
破産者　ビッグワークス株式会社
１　決定年月日　平成24年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第４０７４号
大阪市淀川区東三国６丁目１番１―806号
破産者　桑山　　隆
１　決定年月日　平成24年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８５２号
大阪府吹田市豊津町23番５号
破産者　株式会社松翠
１　決定年月日　平成24年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８５４号
大阪府豊中市柴原町２丁目４番４号
破産者　株式会社松翠
１　決定年月日　平成24年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２７２号
大阪市中央区谷町６丁目２番26号
破産者　ジョイフルホーム株式会社
１　決定年月日　平成24年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４９１号
大阪市福島区福島７丁目９番21号
破産者　株式会社オール
１　決定年月日　平成24年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８３号
堺市中区土師町５丁３番11号
破産者　河本配管株式会社
１　決定年月日　平成24年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１４６号
堺市堺区三宝町１丁10番地の１
破産者　カトウ建機有限会社
１　決定年月日　平成24年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５４７号
堺市美原区多治井121番地の４
破産者　有限会社美原クレーン
１　決定年月日　平成24年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５７２号
大阪府大阪狭山市東野西１丁目910―１
破産者　有限会社ヴィラ・ガーデンストーン
１　決定年月日　平成24年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
神戸市東灘区住吉山手２丁目12番44号
破産者　東海宝飾株式会社
１　決定年月日　平成24年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２号
福岡県大牟田市西新町15番地17
破産者　有限会社サンワエンジニアリング
１　決定年月日　平成24年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第７２号
東京都台東区上野４丁目５番４号
破産者　有限会社メインズマルミヤ
１　決定年月日　平成24年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第４３１号
横浜市港南区芹が谷５―55―７、商業登記簿上の本店所在地横浜市港南区芹が谷５丁目４番22号
破産者　有限会社豆光
１　決定年月日　平成24年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３２号
新潟市北区島見町3948番地３
破産者　有限会社ホクエープラン
１　決定年月日　平成24年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９号
群馬県高崎市矢中町471番地５
破産者　ゲームＰＯＯ！ことコレクション天国　ＰＯＯ！ことツノオカ精工ことホビーワンこと　角岡　広陸
１　決定年月日　平成24年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５５１号
滋賀県守山市今市町283番地の１
破産者　村川建設株式会社
１　決定年月日　平成24年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２５号
滋賀県草津市御倉町75番地５
破産者　株式会社アペック
１　決定年月日　平成24年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２６号
滋賀県草津市御倉町75番地５
破産者　有限会社フードウェーブ
１　決定年月日　平成24年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４０号
京都市左京区岩倉三宅町10番地
破産者　株式会社酒井
１　決定年月日　平成24年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係